

令和7年度

---

# 七ヶ浜町保育所等利用案内

---

七ヶ浜町内の教育・保育施設について

## <目次>

1	はじめに	P2
2	保育施設	P2
3	教育・保育給付認定及び入所要件等	P3-4
4	利用者負担額	P5-7
5	保育所の入所申込について	P7-8
6	お問い合わせ先	P8

七ヶ浜町子ども未来課  
令和6年10月更新

## 1 はじめに

### (1)短縮保育(慣らし保育)について

短縮保育(慣らし保育)とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。短縮保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育所等によって異なります。事前に保育所等へ必ず確認してください。

なお、利用開始日より前に短縮保育を行うことはできません。ご家族や雇用先等とも調整の上、利用開始月を検討してください。

### (2)特別な支援を必要とするお子さんについて

障がいや重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申込前に必ず、利用を希望する保育所等にご相談ください。

申込書等をご提出いただく際には、希望する保育所等への相談状況について確認しますので、子ども未来課の窓口へお越してください。

また、お子さんの心身の状態や発達等について、気がかりな点やご心配な点がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、申込書に記入してください。

## 2 保育施設

### (1)保育施設の設置状況

事業所名 (種別)	定員	運営 主体	所在地	電話番号
遠山保育所 (保育所)	90名	公営	七ヶ浜町遠山 4-3-15	022-366-0444
アイグラン保育園 汐見台(保育所)	60名	民営	七ヶ浜町汐見台 7-1-2	022-357-6711
遠山保育園 (認定こども園)	75名	民営	七ヶ浜町遠山 1-1-29	022-363-0037
汐見台保育園 (認定こども園)	55名	民営	七ヶ浜町汐見台 3-3-43	022-357-5731

### (2)保育施設の種類

種別	内容
保育所	保護者の就労等で保育が必要な0歳から小学校就学前までの児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供します。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で0歳児から小学校就学前までの児童を対象とし、3歳未満児には保育を提供し、3歳以上児には教育及び保育を提供します。

### 3 教育・保育給付認定及び入所要件等

幼稚園や保育所などの利用を希望する場合、保護者の方の就労状況などにより認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。また、入所後に保育を必要とする要件及び世帯状況等に変更が生じた場合は、届出が必要となります。

教育・保育給付認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、次のとおり1号認定、2号認定及び3号認定の3つの区分が設けられ、認定された区分によりそれぞれのニーズに合った施設や事業をご利用いただきます。保育利用を希望する場合には、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

なお、認定については、原則として届出の翌月初日から適用となりますのでご了承ください。

#### (1)教育・保育給付認定の認定区分

区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前のお子さん(2号認定を除く)	幼稚園(対象園のみ) 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などの理由により保育を必要とするお子さん	保育所 認定こども園(保育所部分)
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの理由により保育を必要とするお子さん	保育所 認定こども園(保育所部分)

#### (2)保育の必要量

2号認定または3号認定には、保育を必要とする時間(勤務時間や通勤時間などを踏まえた時間)によって、さらに「保育標準時間認定(最大11時間)」と「保育短時間認定(最大8時間)」の2つの区分が設けられています。それぞれの時間帯を超えて利用する場合は延長保育となり、別途利用料がかかります。

#### (3)各施設の保育時間

##### 【保育所】

施設名	認定区分	保育時間	延長保育時間
遠山保育所	保育標準時間認定	7:30～18:30 (最大11時間)	18:30～19:00
	保育短時間認定	8:30～16:30 (最大8時間)	7:30～8:30 16:30～18:30
アイグラン保育園 汐見台	保育標準時間認定	7:30～18:30 (最大11時間)	18:30～19:30
	保育短時間認定	8:30～16:30 (最大8時間)	7:30～8:30 16:30～18:30

## 【認定こども園】 ※変更となる場合がありますので、施設へご確認ください。

施設名	認定区分	保育時間	延長保育時間
遠山幼稚園・遠山保育園	保育標準時間認定	7:30～18:30 (最大 11 時間)	
	保育短時間認定	8:30～16:30 (最大 8 時間)	
汐見台幼稚園・汐見台保育園	保育標準時間認定	7:30～18:30 (最大 11 時間)	18:30～19:00
	保育短時間認定	8:30～16:30 (最大 8 時間)	16:30～18:30

## (4)保育認定等に関する基準(入所要件)

No,	保育を必要とする事由	保育必要量(認定区分)	指数
1	就労している場合(月 48 時間以上)	標準時間(月 96 時間以上の場合) 短時間 (月 48 時間以上の場合)	6 ～9
2	妊娠中または出産により兄弟姉の保育が困難な場合	標準時間(希望により短時間も可)	9
3	病気、怪我、または精神若しくは身体に障害を有している場合	標準時間または短時間(申請による)	6 ～10
4	家庭内の親族を常に介護している場合	標準時間または短時間(申請による)	6 ～10
5	震災、風水害及び火災その他の災害の復旧に当たっている場合	標準時間(希望により短時間も可)	10
6	求職活動中である場合	短時間	5
7	就学している場合(学生、職業訓練等通学を要するもの)	標準時間または短時間(申請による)	6
8	既に保育所を利用している児童のうち継続利用が必要である場合	短時間	6

※ 上記の他、世帯状況等による加算(減算)があります。

※ 無収入で就労と認められない場合は対象になりません(例 ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など)。

## 4 利用者負担額

利用者負担額(保育料及び副食費)は、保育利用対象のお子さんの父母及び同居の祖父母等(生計中心者である場合に限り)の市町村民税所得割額の合計額により決定します。

### (1)算定方法 次のとおり

前期(4～8月)分	後期(9～3月)分
「昨年度」の市町村民税所得割額の合計額	「本年度」の市町村民税所得割額の合計額

※ 年度の途中で税額が変更となる場合は、子ども未来課へ届出が必要となります。

### (2)保育料(月額)

- 1) 満3歳以上のお子さん 0円(3歳児クラスになった時点から)
- 2) 満3歳未満のお子さん 次のとおり

階層区分		利用者負担額(月額)	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯又は里親世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3	市町村民税世帯均等割のみ	12,000円	11,700円
4	市町村民税 所得割課税 世帯	所得割課税額 48,600円未満	14,000円
5		所得割課税額 72,800円未満	16,000円
6		所得割課税額 97,000円未満	23,000円
7		所得割課税額 133,000円未満	35,000円
8		所得割課税額 169,000円未満	42,000円
9		所得割課税額 301,000円未満	50,000円
10		所得割課税額 301,000円以上	54,000円

※ 寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除は適用されません。

- 3) 第2子以降の満3歳未満のお子さん 次のとおり

小学校入学前のお子さんのうち、上から2番目のお子さんが満3歳未満の場合	小学校入学前のお子さんのうち、上から3番目のお子さんが満3歳未満の場合
2)の1/2の額	0円

## (3)副食費(月額)

1) 次の A～E のいずれかに該当する方は、副食費が免除となります。

1号認定(教育)	2号認定(保育)	3号認定(保育)
A) 年収 360 万円未満(市町 村民税所得割課税額 77,101 円未満)の世帯の お子さん	C) 年収 360 万円未満(市町 村民税所得割課税額 57,700 円未満(ひとり親 世帯等の場合は、77,101 円未満))の世帯のお子 さん	E) 満 3 歳未満のお子さん
B) 同一世帯の小学校第 3 学年までのお子さんの うち、上から 3 番目以降 のお子さん	D) 同一世帯の小学校入学 前のお子さんのうち、上 から 3 番目以降のお子 さん	

2) 上記以外のお子さん 次のとおり

(公立保育所) 遠山保育所	(私立保育所) アイグラン保育園汐見台	(私立認定こども園) 遠山幼稚園・遠山保育園 汐見台幼稚園・汐見台保育 園
4,500 円	5,000 円	5,500 円

## (4)保育所の延長保育事業

保護者等の勤務時間または通勤時間等によりの認定保育時間を超える場合、入所しているお子さんを次のとおりお預かりします。

区分	延長保育時間	延長保育料
保育標準時間 (最大 11 時間)	① 遠山保育所 18:30～19:00 ② アイグラン保育園汐見台 18:30～19:30	1,500 円(月額)
保育短時間 (最大 8 時間)	朝 7:30～8:30 夕方 16:30～18:30	300 円(日額)

## (5)保育所の利用者負担額の納入及び取扱金融機関について

施設	口座振替の場合	納入通知書による納入
遠山保育所	【保育料及び副食費】 ● 七十七銀行本店及び支店 ● 杜の都信用金庫本店及び支店 ● 仙台農業協同組合本店及び支店 ● ゆうちょ銀行	【保育料及び副食費】 ● 七ヶ浜町会計課 ● 遠山保育所 ● 七十七銀行本店及び支店 ● 杜の都信用金庫本店及び支店 ● 仙台農業協同組合本店及び支店 ● 東日本信用漁業協同組合連合会塩釜支店
アイグラン 保育園汐見 台	【保育料】 ● 上記金融機関と同じ ※副食費は施設が徴収します。	【保育料】 ● 上記金融機関と同じ ※副食費は施設が徴収します。

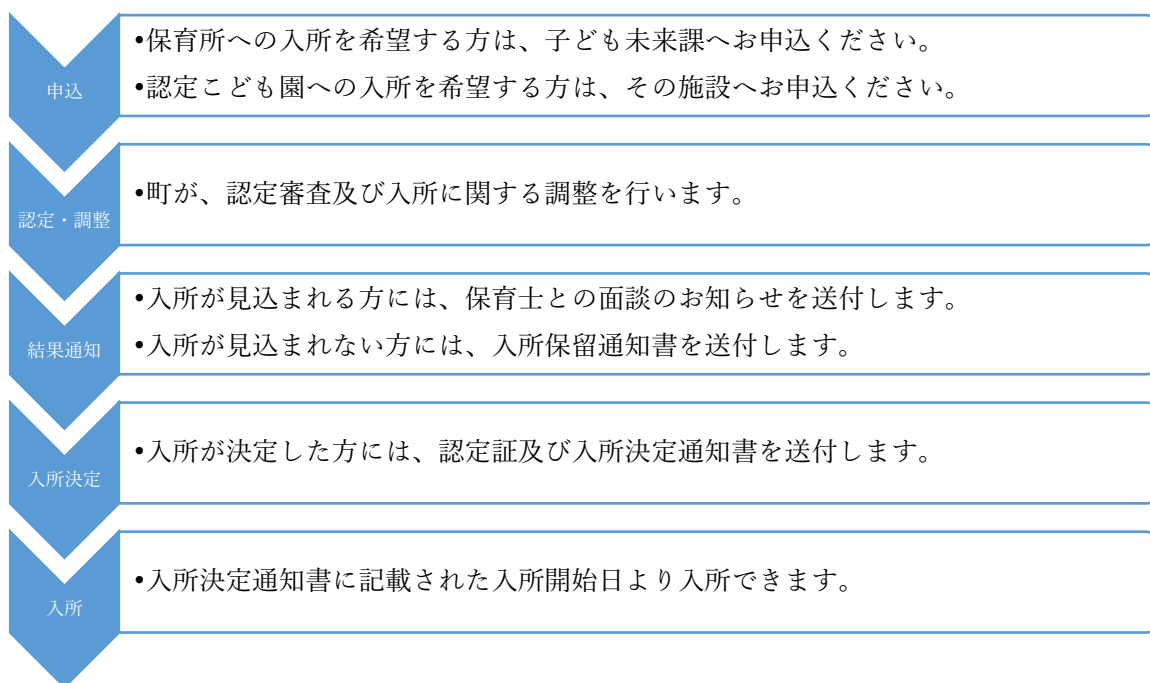
- ※ 保育所の利用者負担額の納入については、原則として口座振替となります。現在、上記の取扱金融機関に口座を開設していない場合は、口座を開設していただきますようお願いいたします。
- ※ 振替不能となった場合は、納入通知書を発行しますので、上記の取扱金融機関より指定された期限までに納入をお願いします。

## 5 保育所の入所申込について

保育所の入所申込については、七ヶ浜町役場子ども未来課において、申込を受付します。また、申込書等の必要書類は子ども未来課窓口にて配布するほか、町のホームページからもダウンロードすることができます。

なお、認定こども園の入所申込については、直接施設へお問い合わせください。

### (1)申込から入所までの流れ



### (2)令和7年4月1日から入所を希望する場合(第1次募集)

施設	① 遠山保育所 ②アイグラン保育園汐見台
対象児童	平成31年4月2日～令和6年10月1日までに生まれた児童
申込受付期間	令和6年11月25日(月)～12月10日(火)※土、日曜日を除く
提出先	七ヶ浜町役場子ども未来課
結果通知 (翌年1月頃)	受付期間内に申込手続きが完了した方のうち、入所が見込まれる方には、施設より保育士との面談のお知らせが送付されます。 入所が見込まれない方には、町より入所保留通知書を送付します。

※第1次募集の入所調整後、定員に満たなかった場合は追加募集を行います。追加募集を希望される方は、子ども未来課までお問い合わせください。

## (3)令和7年4月2日以降に入所を希望する場合

施設	①遠山保育所 ②アイグラン保育園汐見台
対象児童	入所開始希望日現在、生後6か月以上の児童
申込受付期間	令和7年4月1日以降 ※土、日、祝日を除く
提出先	七ヶ浜町役場子ども未来課
結果通知	申込手続きが完了した方のうち、入所が見込まれる方には、施設より保育士との面談のお知らせが送付されます。入所が見込まれない方には、町より入所保留通知書を送付します。

## (4)入所要件

以下の要件を満たす場合に申込ができます。

- 1) 申込時点において、お子さんと保護者が七ヶ浜町に住んでいること(住民票があることを原則とします)。
- 2) お子さんの保護者が保育を必要とする要件に該当すること。

## (5)必要書類

入所申込に必要な書類は以下のとおりとなります。

- 1) 支給認定申請書兼保育所入所申込書(様式第1号)
- 2) 保育を必要とすることを証明する書類

保育の必要性の事由	提出書類
就労	就労証明書
妊娠または出産	母子健康手帳の写し等
疾病	診断書または身体障害者手帳等の写し
看護	診断書または身体障害者手帳等の写し
災害復旧	災害復旧に従事することを証明する書類
求職活動	ハローワーク受付票の写し等
就学	在学証明書等の写し
育児休業	育児休業を取得している旨が記載された就労証明書

- 3) 家庭状況調査票
- 4) 個人番号(マイナンバー)記入用紙
- 5) 令和6年度住民税課税(非課税)証明書 ※保護者の住民票が七ヶ浜町にない方

## 6 お問い合わせ先

七ヶ浜町子ども未来課(保育の認定等について)	電話 022-357-7454
七ヶ浜町立遠山保育所	電話 022-366-0444
アイグラン保育園汐見台	電話 022-357-6711
認定こども園遠山幼稚園・遠山保育園	電話 022-363-0037
認定こども園汐見台幼稚園・汐見台保育園	電話 022-357-5731